

食品表示に関する法律について

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、摂取する際の安全性を確保したりする上で**重要な情報源**となっています。

万が一、事故が生じた場合には、その原因の究明や製品回収などの行政措置を迅速かつ的確に行うための手がかりとなります。

法律の名称	表示等の主旨	表示対象食品	表示すべき事項
食品表示法	食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保	消費者等に販売される全ての食品（設備を設けて飲食させる場合は、一部の表示事項を除き、対象外）	○名称、原材料名、添加物、原料原産地名（生鮮食品の場合は原産地）、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、原産国名（輸入品の場合）、食品関連事業者（表示責任者）の氏名又は名称及び住所、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品は、輸入業者の所在地及び氏名又は名称）、アレルギー ○遺伝子組換え食品、乳児用規格適用食品、L-フェニルアラニン化合物を含む食品 ○栄養成分の量及び熱量 ○食品ごとに表示事項が定められているものは、その事項 ○特定保健用食品、機能性表示食品 など
食品衛生法	公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある虚偽・誇大表示広告の禁止	食品、添加物、器具又は容器包装	
健康増進法	健康の保持増進の効果等について誇大表示の禁止	食品として販売に供する物	
不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）	虚偽、誇大な表示の禁止	食品を含むすべての商品やサービス	
計量法	内容量等の表示	政令で定める密封特定商品	内容量、表記者の氏名又は名称及び住所
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）	食品に対する医薬品的な効能効果の表示を禁止		

※平成27年4月に、JAS法、食品衛生法、健康増進法の食品表示に関する規定を統合した「食品表示法」が施行されました。

※経過措置期間…加工食品及び添加物は、平成32年3月31日までに製造（又は加工・輸入）されるもの（生鮮食品の経過措置期間は終了しました。）

経過措置期間中は、旧基準による表示も認められますが、旧基準と新基準の表示方法が混在する表示は、原則、認められません。
※このほかにも、「不正競争防止法」や地方自治体で定める条例、国で定めるガイドライン、業界の自主基準等があります。

業者間取引の表示

表示は、製造（加工）業者、輸入業者、販売業者など、食品の流通に関わるすべての方に義務づけられています。業者間取引であっても、容器包装、送り状、納品書、規格書等に表示して正確に情報を伝達してください。

*表示の根拠となる書類等は、整備・保存するように努めてください。

- 業者向けの食品
他の業者で加工材料として使用されたり、小売店などで小分け包装され、販売されるもの
※表示事項は、消費者に販売される最終製品の形態によって異なります。
 - 消費者向けの食品
業者間取引であっても、小売店などで「出荷時の容器包装の状態」で消費者に販売されるものは消費者向けの表示が必要
- どちらも食品表示法の対象です。

